

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 ◎ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	<p>（処分の期間）          第三条 法第十条の政令で定める期間は、法の施行の日から平成三十九年三月三十一日までとする。</p>
現 行	<p>（処分の期間）          第三条 法第十条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して十五年とする。</p>